

雲南市食料品物価高騰対策商品券事業「うんなんえすこ券」取扱事業者募集要領

食料品物価高騰対策商品券「うんなんえすこ券」を取扱う食料品等を販売する事業者を募集します

1、事業概要

国補正予算による「重点支援地方交付金」を活用し、食料品等の物価高騰の影響を受ける市民の皆様に対し、家計負担の軽減及び市内の事業者の皆様の売上、利益の確保を目的とし、商品券「うんなんえすこ券」を全市民へ配布する。

2、事業内容

令和8年2月1日時点で市内に住民票のある方へ一人あたり8,000円(1,000円券×8枚)の商品券を発行し配布します

商品券は市内の食料品を扱う取扱事業者で令和8年4月1日から令和8年6月30日の間で利用することができます。

総発行枚数：約272,000枚

券面総額：約272,000千円

3、利用期間

令和8年4月1日から令和8年6月30日

4、換金期間

令和8年4月1日から令和8年7月15日

5、換金方法

市内の郵便局窓口へ換金様式と利用済み商品券を持込むと後日、換金事業者より指定口座へ振り込みます。

6、取引事業者の対象業種

食料品の取扱いを行う製造小売業、小売業、飲食業

7、商品券の利用範囲

基本的に商品券は、本人又は代理人に限り取扱事業者との間における特定取引においてのみ利用することができます。

ただし、以下に掲げる取引については利用できません。

(1) 現金との引換え。

(2) 商品券、ビール券、図書カード、交通機関乗車券、官製はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの。

- (3) チャージギフト券の購入や電子マネーへのチャージ。
- (4) 金融機関への預け入れ、出資、有価証券等の金融商品や債務に係るもの。
- (5) 土地や家屋等の不動産購入及び賃借に係るもの。
- (6) 国や地方公共団体への支払い及び公共料金、医療費等に係るもの。
- (7) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入商品の購入等の事業資金に係るもの。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務。
- (9) 特定の宗教又は政治団体に係るもの及び公序良俗に反するもの。

8、取扱事業者の責務

- (1) 利用対象となる特定取引において商品券での支払いを拒んではいけない。ただし、商品券の破損、汚損等が著しいときはこの限りでない。
- (2) 利用期間を経過した特定取引に利用しないこと。
- (3) 「7、商品券の利用範囲」に掲げる利用できない取引に利用しないこと。
- (4) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (5) 本市及び商工会と適切な連携体制を構築すること。
- (6) 利用後の商品券の保管は、自らの責任において行うこと。
- (7) 利用された商品券を再び利用すること。（再流通の禁止）

利用される商品券が明らかに偽造商品券であることを発見した場合は受け取りを拒否すること。また、受け取った商品券が偽造券であることを発見した場合は市もしくは商工会へ連絡すること。

9、応募方法

参加を希望される事業者は別紙取扱店登録申請書を雲南市商工会へ提出してください。

10、募集期限

令和8年2月27日（金）〔申請書必着〕

11、その他

登録申請を提出いただき、審査のうえ取扱店として決定しましたら取扱事業者の事業説明会を開催いたしますので必ずご出席いただきますようお願いいたします。

お問合せ先
雲南市商工会
雲南市三刀屋町三刀屋 274-10
TEL0854-45-2405 FAX0854-45-2446